

防衛監察本部達第3号

防衛監察の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第57号）第13条の規定に基づき、及び同訓令第3条第1項の規定を実施するため、防衛監察における物件等の提出等に関する達を次のように定める。

平成20年7月31日

防衛監察監 櫻井 正史

改正 平成28年3月31日達2号

改正 平成30年3月30日達3号

改正 令和元年10月24日達1号

改正 令和2年12月25日達5号

防衛監察における物件等の提出等に関する達

（目的）

第1条 この達は、防衛監察において、書類その他の物件（以下「物件等」という。）の提出又は提示を受ける際の取扱手続等を規定し、もって、防衛監察の実施

に関する事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 統括監察官等 統括監察官及び監察官並びに統括監察官の下に置かれる班長、監察調査官及び監察フォローアップ調査官をいう。

(2) 実地防衛監察 統括監察官等が、機関等の必要な場所に立ち入り実施する防衛監察をいう。

(3) 物件等の提出 防衛監察の実施に当たり必要な物件等について、統括監察官等が防衛監察本部において留め置くため、機関等の関係者が、統括監察官等に引き渡すことをいう。

(4) 物件等の提示 防衛監察の実施に当たり必要な物件等について、機関等の関係者が、統括監察官等に示すことをいう（統括監察官等が、実地防衛監察の実施場所においてこれを留め置く場合を含む。）。

(物件等の提出等を求める場合の方式)

第3条 統括監察官等は、防衛監察の実施に関する訓令

第3条第1項第2号又は第3号の規定に基づき、実地防衛監察において、物件等の提出又は提示を求めるときは、連絡票（別紙様式第1号）に必要事項を記載し、機関等の関係者に対して交付するものとする。

2 統括監察官等は、実地防衛監察の実施期間外に物件等の提出又は提示を求める場合には、口頭その他の適当な方法により、これを行うことができる。この場合には、前項の連絡票を作成することを要しない。

3 統括監察官等は、第1項の規定により連絡票を交付するときは、当該連絡票の写しを作成し、これを保管するものとする。

4 統括監察官等は、第1項の規定により物件等の提出又は提示を受けたときは、前項の連絡票の写しに必要事項を記載するものとする。

5 統括監察官等は、物件等の提示を受け、実地防衛監察の実施場所においてこれを留め置いた場合において、受領者から必要事項の記載を受けるものとする。

(提出を受けた物件等を留め置く場合の方式)

第4条 統括監察官等は、防衛監察本部において物件等を留め置く必要があると判断したときは、前条の規定により物件等の提出を受けた上、預り品目録交付書(別紙様式第2号)を作成するとともに、記載内容と当該物件等を照合し、差出人に対して当該交付書を交付するものとする。実地防衛監察の実施期間外において、物件等の提出を求め、これを留め置くときも、同様とする。

2 統括監察官等は、前項の規定により預り品目録交付書を交付するときは、当該交付書の写しを作成し、これを保管するものとする。

3 統括監察官等は、第1項の規定により物件等を留め置いたときは、預り品管理簿(別紙様式第3号)を作成するものとする。

4 前各項の規定は、当該物件等について、還付を要しない場合には、これを適用しない。

(物件等の保管)

第5条 統括監察官等は、留め置いた物件等が紛失、滅失、き損又は変質しないよう必要な措置を講じなければならない。

(留め置いた物件等を還付する場合の方式)

第6条 統括監察官等は、第4条の規定により留め置いた物件等を還付するときは、差出人等から預り品還付請書（別紙様式第4号）を徴するとともに、預り品管理簿に必要事項を記載するものとする。

2 前条の規定は、物件等の還付の場合に準用する。

(物件等及びこの達に規定する書面の授受)

第7条 物件等の授受は、必要に応じ、郵送その他の方法により、これを行うことができる。

2 この達に規定する書面の授受は、原則として電子メールにより行うものとする。

ただし、電子メールによる接受を行うことができない場合においては、郵送その他の方法により、これを行うことができる。

附 則

この達は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛監察本部達第2号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛監察本部達第3号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月24日防衛監察本部達第1号）

この達は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日防衛監察本部達第5号）

この達は、令和2年12月25日から施行する。

年 月 日

預り品目録交付書

(所属機関等)

(職 名)

(階 級)

(氏 名)

殿

防衛監察本部統括監察官付

年度 防衛監察「 」の調査に関し、
本職は、別紙目録記載の物件を預かったので、この目録を
交付します。

()

目 録				
番号	品 名	数量	差出人の所属 職名・階級・氏名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

年 月 日

預り品還付請書

防衛監察本部統括監察官付

殿

(所属機関等)

(職 名)

(階 級)

(氏 名)

別紙目録記載の物件の還付を受け、領収しました。

()

目 録				
番号	品 名	数量	差出人の所属 職名・階級・氏名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				